

虐待の早期発見と予防

こんな子どもや家庭を見かけたらご連絡を

子どもの様子

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる
- 不自然な外傷（あざ、打撲、やけど）が見られる
- 衣服や体が極端に不潔である
- 冬になっても寒そうな服でいることが多い
- いつもおなかをすかせていて、食べるときはがつがつ食べる
- いつも表情が暗く元気がない
- 態度がおどおどしていたり、親や大人の顔をうかがったり、親を避けようとする
- 夜遅くまで遊んでいたりと、徘徊していることがある
- 家に帰りたがらない

親の態度

- ケガの原因の説明が不自然
- 子どもが思い通りにならないと、すぐに体罰を加える
- 子どもを激しく叱ったり、ののしったりする
- 夫婦仲が悪く家庭内で暴力がある
- 産後うつなど精神的に不安定である
- 子どもに能力以上のことを無理矢理させようとする
- 子どもを自分の思いのままにしようとする
- 地域の親族との交流がなく、孤立している
- 小さい子どもだけを家に残したままよく外出している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 子どもがケガをしたり病気になっても医者に見せようとしない

サインが多く心配な時は

疑いを持ったら、ひとりで悩まずに
市町村や児童相談所に相談してください

- ・通報した人が知られないように秘密は守られます。
- ・虐待かどうかの判断は通報を受けた機関で行います。
- ・虐待でなかったとしても責任は問われません。

子どもが危険な時は警察・児童相談所へ通報を

子どもを虐待から 守るための5カ条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通報）
- ②「しつけのつもり・・・」は言い訳
- ③ひとりで抱え込まない
- ④親の立場よりも子どもの立場
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

子育ての悩みや子ども虐待の 相談・連絡の窓口

- ①お住まいの市町村の児童福祉担当課
- ②相談専用電話・電子メール

電話 番号	子ども家庭相談電話 (てんわ相談 よい子に) 0120-42-4152	通話料は無料 24時間・365日 いつでもつながり ます
電子 メール	soudan@mail2.pref.akita.jp	返信できるように、 受信拒否設定にし ないください

- ③児童相談所

名称	電話番号	管轄
北児童相談所	0186-52-3956	県北地区
子ども・女性・障害者 相談センター (中央児童相談所)	018-827-5200	中央地区
南児童相談所	0182-32-0500	県南地区

発行 秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課
〒010-8570 秋田市山王4丁目1番1号
電話：018-860-1344 FAX：018-860-3844

子ども虐待防止啓発リーフレット

みんなで防ごう
子どもの虐待！

もしかして虐待？

「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

秋田県